

## キャンセルの際の注意(欠席加算)について

**\*児童発達支援 や 放課後等デイサービス をキャンセルする時には、以下の点に注意してください!!**

…例えば、利用予定日が10日、をキャンセルしたい場合は(体調不良も含む)…

|            |    |                                   |    |     |     |
|------------|----|-----------------------------------|----|-----|-----|
| 6日         | 7日 | 8日                                | 9日 | 10日 | 11日 |
| キャンセルできます。 |    | 欠席加算が発生します！<br>利用扱いで他事業所の利用はできません |    |     |     |

**利用予定当日を含めた3日間は、欠席加算と言って利用扱いになります。**

- \* 予定された事業所に94単位の給付費は発生するので、利用扱いです！
- \* そのため、他の事業所を利用すると、2重利用になってしまいます！
- \* 事業所は、欠席時対応加算記録表をつけなくてはなりませんので、利用扱いです！
- ◎ほかの日に振替日を設ける時は、欠席加算にはなりませんので、大丈夫です。
- \* 事業所の2重利用になってしまうと、事業所が給付費を請求する時に、返戻になってしまい、給付費を得られないことが生じますので、ご注意ください。

欠席加算とは…利用者が急病などで利用予定日に欠席した場合に、事業所が適切な支援(利用者との相談を行うことで取得できる)加算です。 具体的には、以下の要件を満たす必要があります。

- ①利用者やその家族と連絡調整や相談援助を行い、その内容を記録すること。
- ②欠席の理由が急病等であり、事業所が前日までに把握できなかった事情であること。
- ③記録には、欠席日や理由だけでなく、具体的な支援(相談)内容を詳細に記載して保管する必要があります。